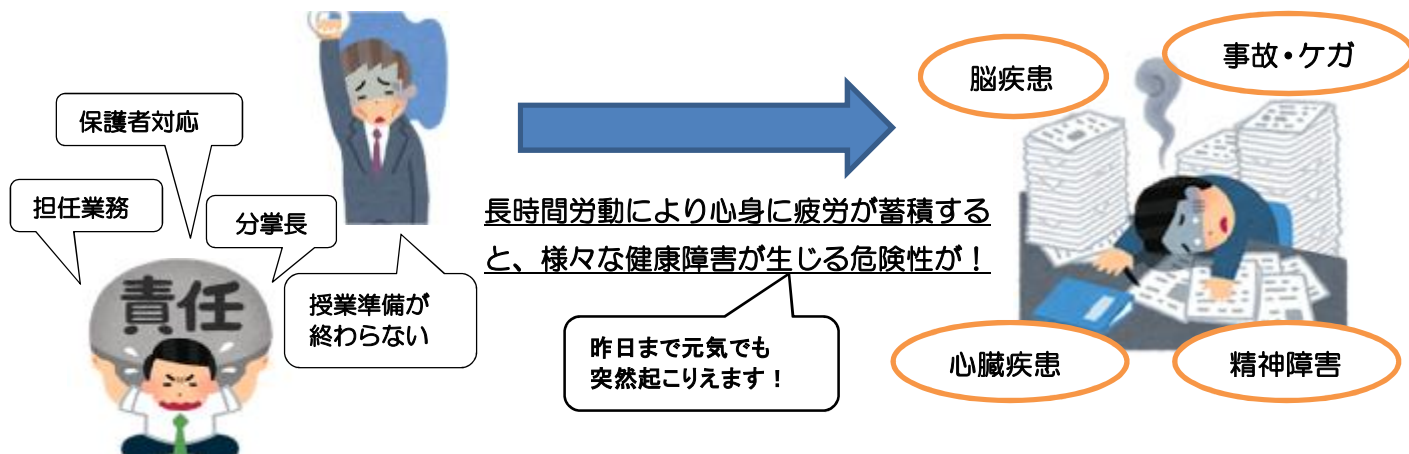


長時間労働による健康問題は、突然あなたの身に降りかかります！！

●長時間労働による健康問題とは？



●なぜ時間外在校等時間が月 80 時間以上あると、面接指導を受けなければならないの？

⇒月 80 時間超えの時間外労働は、いわゆる過労死認定の目安の一つ！

時間外労働が月 80 時間のラインを越えると…

虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症、心停止、解離性大動脈瘤）や
脳血管疾患（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞）での死亡リスクがアップ！！

<参考> 過労死の労災認定の際に基準となる時間外労働時間（厚生労働省）

- ・発症前の 1～6 か月間に時間外労働が 1 か月約 45 時間を超える場合は業務と発症との関連性が徐々に強まる。
- ・発症前 1 か月間に約 100 時間、または発症前 2～6 か月間にわたって 1 か月あたり平均約 80 時間を超える時間外労働があった場合は「業務と発症との関連性が強い」とする。

府立学校では、次のことを安全衛生管理者（校長・准校長）に義務づけています。

- 時間外在校等時間が月 80 時間を超える職員に対しては、少なくとも年 1 回は、産業医による面接指導を受けさせること
- 時間外在校等時間が月 100 時間超え職員の情報を産業医に報告すること

「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」

●今はとても元気だし、面接指導は必要ないと思うのですが…

自分は元気だと思っても、業務をコントロールできている間は問題が顕在化しませんが、何かのきっかけで業務のコントロールを失うと急にリスクに変わる恐れがあると言われてしています。

また、安全衛生管理者（校長・准校長）、及び教職員の健康管理を支援する産業医は、「業務量が本当に負担ではないか、本人が気づいていない身体面や精神面の不調はないか」など、面接指導を通して、あなたの健康を確認する必要があります。



あなたとあなたの家族を守るためにも、産業医による面接指導を受けましょう！